

## ② 「普通徴収」

普通徴収の対象者 ➡ 老齢・退職（基礎）・遺族・障害年金が年額18万円未満の人  
納付回数は、平成18年6月～平成19年3月までの10回／年です。

期 別	納 期 限	期 別	納 期 限
第 1 期	平成18年 6 月30日(金)	第 6 期	平成18年11月30日(木)
第 2 期	平成18年 7 月31日(月)	第 7 期	平成18年12月25日(月)
第 3 期	平成18年 8 月31日(木)	第 8 期	平成19年 1 月31日(水)
第 4 期	平成18年10月 2 日(月)	第 9 期	平成19年 2 月28日(水)
第 5 期	平成18年10月31日(火)	第10期	平成19年 4 月 2 日(月)

役場から送付される納付書か、指定金融機関の口座振替によって納めていただきます。

納付書は6月中旬に納入通知書とあわせて送付させていただきますのでご確認ください。

18年度中(平成18年4月1日～19年3月31日)に65歳になられた方・転入されてきた方については、その月分から保険料が賦課されます。この場合も「普通徴収」により保険料を納めます。なお、平成18年10月からは、特別徴収へ切り替え回数が年1回から複数回数に変わります。

## ③ 「特別徴収」と「普通徴収」の併用

併用の対象者 特別徴収の要件を満たしている方でも17年度中(平成17年4月1日から18年3月31日)に、65歳になられた方・転入されてきた方などについては、6月から9月までは「普通徴収」となり、10月から「特別徴収」に切り替わります。  
また、次のような場合は、納付書での納付となります。

年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合  
収入申告のやり直しなどで、所得段階が変更になった場合



### NPO等による福祉有償運送について

移送を伴う訪問介護を提供する事業者が取得すべき道路運送法に基づく許可に関する重点指導期間が平成18年9月末日まで延長されました。

NPO等のボランティアによる福祉有償運送については、これまで許可制でしたが、登録制とする改正法案が平成18年10月1日施行に向けて、国会に提出されております。

道路運送法の許可をまだ取得していないNPO等の事業者については、重点指導期間の平成18年9月末日までに許可を取得して下さるようお知らせいたします。

税制改正の影響により所得段階区分が上がる人は、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていく緩和措置がとられています。



〔問合せ〕 介護課介護保険担当  
☎63-2111 (内線343・344)